

8. 障がい福祉サービス

● 障害者総合支援法による障がい福祉サービス

障がいがある人が住み慣れた地域社会の中で自立して在宅生活が送れるよう支援します。介護給付費等支給申請を行い、障がい福祉サービス受給者証の交付を受け、指定支援事業者と利用契約を締結して、ホームヘルプや短期入所等を利用することができます。サービスの利用を希望する方は、町の窓口申請し障害支援区分について認定を受けます。

○対象者 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を持っている人、または、精神通院、難病の方
(原則として介護保険制度でのサービスを受けられる方は除く。)

○手続方法

- ① 「相談」 ・ 使いたいサービスや、困っていることなどをご相談ください。
【窓口】保健福祉課障がい福祉係、相談支援事業所 愛生会、そお地区障がい者等基幹相談支援センター
- ② 「申請」 ・ 次の書類を添えて保健福祉課障がい福祉係へ申請します。
○身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳
○介護給付費等支給申請書 ○町民税額調査の同意書又は町民税額の証明書
○障がい基礎年金等収入額を証明するもの ○個人番号の記載されたもの ○印鑑
- ③ 「サービス等利用計画案」作成
・ 指定特定相談支援事業者の相談支援専門員へ作成を依頼します。
・ 指定特定相談支援事業者は、サービスを利用しようとする方やその家族と面接し計画案を作成します。利用計画（案）は指定特定相談支援事業者から役場に提出されます。
- ④ 「障害支援区分認定調査」
・ 障害支援区分認定調査を受けていただきます。
・ 町の調査員が訪問調査します。
- ⑤ 「一次判定」
- ⑥ 「医師意見書」・ 意見書を作成するため、医療機関にて受診していただく場合があります。
- ⑦ 「二次判定」 ・ 障害支援区分審査会において、一次判定を原案としつつ概況調査票、医師意見書、特記事項を参考にして判定します。
- ⑧ 「障害支援区分の認定」
・ 審査会の判定により障害支援区分（非該当、区分 1～6）が認定されます。
- ⑨ 「支給決定、受給者証の交付」
・ 障害支援区分やサービス利用意向などを踏まえ、支給決定基準に基づきサービス種類ごとに支給量を決定し、「福祉サービス受給者証」を交付します。
・ 受給者証には、障害支援区分、支給決定期間、利用できるサービスの種類と支給量、利用者負担上限月額等を記載してあります。
- ⑩ 「契約」 ・ サービス事業者と契約して、サービスを利用します。その際、「福祉サービス受給者証」を事業者に提示してください。

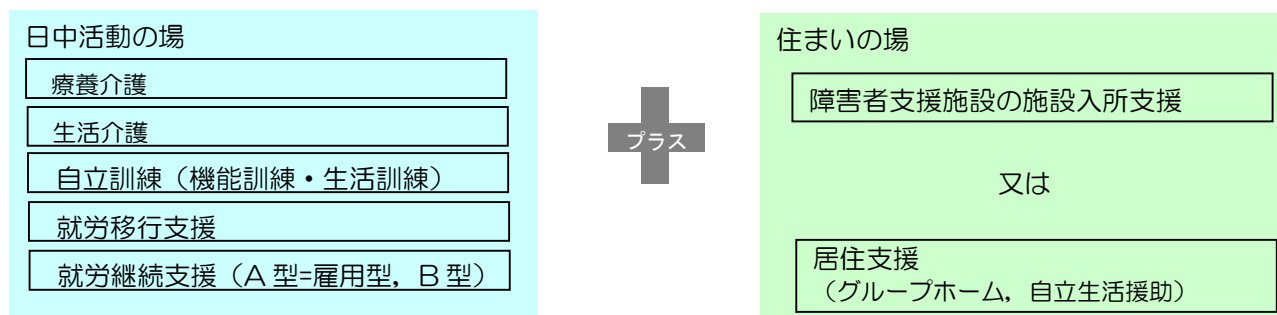
⑪ 「サービスの利用、利用者負担の支払い」

- ・定率負担として利用サービス費用の 1 割と食事等の実費負担があります。
- ・定率負担部分は、所得に応じて負担上限月額が決定され、その月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。利用者の町民税額等により、利用者負担上限月額が設定されます。

● 障がい福祉サービスの内容

申請は、次のサービスの種類を申請書に明示して行います。

サービスの種類		内 容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援など総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A 型雇用型、B 型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。（居宅介護の利用は不可）



● 障がい福祉サービスの利用者負担

障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の 4 区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

利用者が十八歳以上	区 分	世帯の収入状況		負担上限月額	所得区分の確認方法
	生活保護	生活保護受給世帯		0 円	生活保護受給世帯
	低 所 得	市町村民税非課税世帯		0 円	利用者本人及び配偶者が共に市町村民税非課税世帯
	一 般 1	市町村民税課税世帯 (所得割 16 万円未満) ※入所施設利用者(20 歳以上)、グループホーム・ケアホーム利用者を除く(注 1)		9,300 円	利用者本人又は配偶者に市町村民税が課税されており、課税されている者の所得割合計額が 16 万円未満の場合
	一 般 2	上記以外		37,200 円	利用者本人又は配偶者に市町村民税が課税されており、課税されている者の所得割合計額が 16 万円以上の場合
利用者が十八歳未満	生活保護	生活保護受給世帯		0 円	生活保護受給世帯
	低 所 得	市町村民税非課税世帯		0 円	市町村民税非課税世帯に属する者
	一 般 1	市町村民税課税世帯 (所得割 28 万円未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600 円	市町村民税課税世帯に属する者であって、課税世帯員の所得割合計が 28 万円未満の場合
			入所施設利用の場合	9,300 円	市町村民税課税世帯に属する者であって、課税世帯員の所得割合計が 28 万円未満の場合
	一 般 2	上記以外		37,200 円	市町村民税課税世帯に属する者であって、課税世帯員の所得割合計が 28 万円以上の場合

(注 1) 入所施設利用者(20 歳以上)、グループホーム利用者、市町村民税課税世帯の場合は、「一般 2」となります。

所得を判断する世帯の範囲は、次のとおりです。

種 別	世帯の範囲
18 歳以上の障がい者 (施設に入所する 18, 19 歳を除く)	障がいのある方とその配偶者
障がい児 (施設に入所する 18, 19 歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯